

L L P 設立と支援

『L L P』で起業
しませんか！
お手伝いします

< 『L L P』とは >

有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership) 制度は、平成17年春の国会で法律となり、夏に施行されました。これまでの民法組合 (商店街組合など) の特例として創設されたものです。民法組合は、出資者全員に無限責任がのしかかるのに対して、L L Pは出資範囲のみの有限責任です。

しかしながら、税金は民法組合と同様に構成員課税 (パススルー) となり、組合に課税されるのではなく、配当を受けた出資者個々に対し課税されます。また、損益を出資金の割合ではなく、柔軟に配分できます。

< 起業の起爆剤は 『L L P』 ! >

L L Pは、取締役も監査役も不要で、会社より有利な納税方式が使えます。

L L Pの出資者 (法人も) 全員に有限責任を付与

貢献に応じた柔軟な損益の配分

L L Pに対する構成員課税の適用

の3つの特徴を持つ事業体は我が国ではL L Pだけです (外国にはあります)。

株式会社の出資者は有限責任です。しかし、1株1票の権利ですから大株主の声が会社経営に反映されがちになります。また、取締役などの設置が強制されています。さらに、利益が出たときに、法人税が課税された上に、出資者への配当にも課税されるという二重課税となっています。

株式会社と違って、L L Pの出資者の権利は対等です。資金のある大手企業と技術やノウハウを持つ大学・個人であってもL L Pの中では出資金の大小ではなく対等の関係を結ぶことができます。

< L L Pで起業する ! >

「JR東日本とNTTドコモ、NTTデータの3社がL L Pを設立予定！」という新聞記事が出ました。大企業が新しい事業として取り組むのにL L Pを使おうとするものです。会社を作ったとしても役員を派遣したり、稟議に手間取る恐れがありますので、L L Pならではの意思決定スピードを活かすという手法のようです。

街作りでもL L Pを使えば、起業が進むでしょう。子供会と親、商店主達が子供会の運営する店を開店する・・・空き店舗を若者に貸して資金やノウハウを提供する・・・やる気のある人がいて、資金とノウハウ、または資産を提供する人がいて、L L Pでビジネスを立ち上げ、うまくいったら山分け・・・という感じです。たとえ失敗したとしても被害を出資金までで食い止めることができます。成功してから法人を作ることができます。

異業種の企業が集まる異業種交流会でもL L Pは期待されています。農業でもL L Pを作って、生産地と消費地を結ぼうとする動きがあります。

中小企業新事業活動促進法の「新連携」でも、L L Pを入り口にして活動するという方法があります。

中小企業診断協会東京支部 城東支会 がお手伝いします。

< L L P は活用できる！ 無限の可能性を秘めています >

L L P は株式会社の設立と比較すると、設立に要する期間が短く、しかも少ない費用（登録免許税が6万円）で設立できます。

こんな有利な L L P には他にも有利な条件があります。L L P はあなたの活用を待っています。

財産の安定性

L L P は、知的財産や不動産を組合財産として保有できます。さらに組合員の個人債権者はこれを差し押さえることはできません。分割禁止ですし、強制執行もできません。

許認可の必要な事業

L L P は組合員が許認可を受けることによって許認可事業を行うことができます。単独の事業主と同様の申請方法となりますが、事業の実態や各法律の性格に応じて手続きの簡素化が図られる予定です。

政策支援

L L P の構成員単位で国民金融公庫・中小公庫・商工中金の低利融資制度が活用できます。

「新連携」支援で、L L P に参画する中小企業事業者が計画の認定等を受けて、補助金の支援措置を受けることができます。

課税の効果

組合に利益が出たときには、組合員への利益分配に対し直接課税されます。株式会社である組合員は、決算に合算して処理します。

損失が出たときは、利益処理と同様に組合員に損失が配分され、出資額を限度とする一定額の範囲内で他の所得と損益通算ができます。

< L L P 制度活用研究会を L L P 支援センターが後押し >

城東支会所属の L L P 制度活用研究会を通じて活用法の研究を深めています。また、有志が有限責任事業組合 L L P 支援センターを設立して研究の成果を実務に生かしています。
ホームページ：www.llp-llc.com/ Eメール：ask@llp-llc.com 電話：03-5363-5928
有限責任事業組合 L L P 支援センター 東京都新宿区新宿1-10-4新宿1丁目ビル2階

中小企業診断協会東京支部 城東支会 がお手伝いします。

中小企業診断士は
中小企業支援法で定められた中小企業者に対して、公的支援事業を行う唯一の
国家資格を有する民間経営コンサルタントです。

（社）中小企業診断協会は

全国17,000人の中小企業診断士が所属し、47都道府県全てに支部を設置しています。東京支部ではエリア別に6つの支会が構成されており、このうち、城東支会は江戸川・江東・墨田・葛飾・足立の5区を主な活動地域として様々な経営支援活動を行なっております。

（社）中小企業診断協会・東京支部・城東支会

城東支会長 桐山 孝志

お問い合わせ・ご連絡は下記まで、お気軽にどうぞ

地域支援部長

佐藤吉弘

TEL & FAX

03-3877-6684

Eメール ysato@nona.dti.ne.jp